

2021年7月27日
日本郵便株式会社

郵便法改正に伴う郵便区内特別郵便物の差出条件の変更

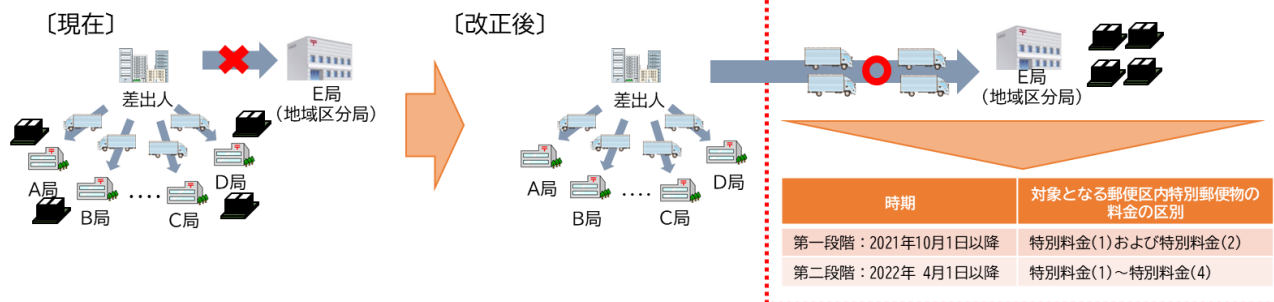
日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、現在、郵便物の配達を受け持つ郵便局等（以下「配達局」といいます。）に差し出すこと等を条件とする郵便区内特別郵便物^{注1}について、今般の郵便法改正に伴い、これまでの差出局に加え、その郵便物の配達局を受け持つ地域区分局^{注2}（以下「地域区分局」といいます。）に差し出すことができるようにしますので、お知らせします。

1 概要

郵便区内特別郵便物は、差し出しの通数、方法などにより料金が異なり、4種類の料金の区別^{注3}を設定しています。今回の変更により、二段階に分けて差出局を追加します。

料金の区別	現在の差出局		第一段階 (2021年10月1日以降)		第二段階 (2022年4月1日以降)	
	配達局	地域区分局	配達局	地域区分局	配達局	地域区分局
特別料金(1)	○	×	○	○	○	○
特別料金(2)	○	×	○	○	○	○
特別料金(3)	○	×	○	×	○	○
特別料金(4)	○	×	○	×	○	○

【郵便区内特別郵便物の差出局の拡大イメージ】



2 特別料金(1)および特別料金(2)が適用となる郵便区内特別郵便物を地域区分局に差し出す際のご利用条件

地域区分局に複数の配達局に宛てた郵便区内特別郵便物を差し出す際の主な条件は、次のとおりです。

- (1) 配達局ごとに100通以上差し出すものであること
 - (2) 配達局ごとの差出通数などを記載した内訳票を提出していただくこと
 - (3) 受取人の住所または居所の郵便区番号ごとに区分したものであること
 - (4) 区分された郵便区番号および差出局が指示する事項を記載して、その郵便局が指示するところにより把束等していただき、所定の容器に納入していただくこと
- ※ 対象となる形状、重量、郵便物への表示方法等については、変更ありません。
- ※ 特別料金(1)および特別料金(2)が適用となる郵便区内特別郵便物の料金や配達局に差し出す際のご利用条件については、変更ありません。



3 その他

特別料金(3)および特別料金(4)が適用となる郵便区内特別郵便物の新たな差出条件については、決定し次第お知らせします。

【注釈】

注1 長さ34cm以内、幅25cm以内、重量250g以内で、その郵便物の配達を行う郵便局に同時に100通以上差し出すなど所定の条件を満たす定形郵便物または定形外郵便物について、一般の第一種郵便物よりも低廉な料金を適用する制度です。

注2 郵便物を地域別・配達局別に区分する郵便局であって郵便物の運送のハブとなる郵便局です。

注3 特別料金(1)～特別料金(4)の主な条件および料金は、以下のとおりです。

項目		特別料金(1)	特別料金(2)	特別料金(3)	特別料金(4)
主な条件		<ul style="list-style-type: none"> ・100通以上 ・定形郵便物・定形外郵便物 ・配達局に差し出し ※ 配達局のほか支社が指定した郵便局にも差し出すことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・100通以上 ・定形郵便物 ・カスタマバーコード付 ・配達局に差し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000通以上 ・定形郵便物 ・カスタマバーコード付 ・3日程度送達余裕承諾 ・配達局に差し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000通以上 ・定形郵便物・定形外郵便物(機械処理不適合のものに限る) ・3日程度送達余裕承諾 ・配達局が指定する区域ごとに区分 ・配達局に差し出し
料金	定形郵便物	～25g 73円 ～50g 84円	～25g 70円 ～50g 80円	～25g 57円 ～50g 63円	～25g 57円 ～50g 63円
	定形外郵便物	～50g 111円 ～100g 126円 ～150g 174円 ～250g 211円	—	—	～50g 85円 ～100g 95円 ～150g 131円 ～250g 158円

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-2328-86 (フリーコール)

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666 (通話料はお客さま負担です)

<ご案内時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。



郵政創業150年